視察（研修）報告書

令和８年１月 19 日

府中市議会議長　様

会派名　　経政会
議員名　　藤本秀範

日　　時	令和８年１月 13 日（火）～令和８年１月 14 日（水）
視察（研修）先	全国市町村国際文化研修所（JIAM）
視察（研修）項目	●市町村議会議員研修　第２回「防災と議員の役割」
参　加　者	藤本秀範
視察（研修）内容	［１］いつも混乱する災害対応・被災写真をなんとかするために 大阪公立大学大学院文学研究科　准教授　菅野　拓 ［２］平時の防災と議員の役割 ① 跡見学園女子大学　観光コミュニティ学部まちづくり学科　教授　鍵屋　一 ② 防災企業連合関西そなえ隊　幹事　湯井恵美子 ［３］災害時における議会の対応と取組 秋田県秋田市議会議員　見上万里子ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ ［４］災害時、復旧・復興期の議員の役割 ① 跡見学園女子大学　観光コミュニティ学部まちづくり学科　教授　鍵屋　一 ② 防災企業連合関西そなえ隊　幹事　湯井恵美子 ●研修の目的 本研修は、平時から防災の心構えや災害時の対応を理解し議員の役割を考えることや、災害時・復興期の事例から議員として何ができるのか住民とどのように関わるのか、受講者間で防災に関する現状や課題を共有し、対策を討議することを目的としている。 ●研修の要点 （ア）　災害対策の基本フレーム（理想となる行政体制） （イ）　被災者支援の諸制度の構造と被災者から見た厳しさ （ウ）　議会とした災害対応指針

	【◆重要】特に災害時において、当局(災害対策本部)が出来る限り災害対応に専念できるよう、会派及び議員から当局への要望は緊急の場合を除き、市議会災害対策会議に窓口を設置して提出するが、提出内容は必要と認める事項に関することに留めることに徹する。 (エ)　令和7年5月28日災害対策基本法等の1部を改正する法律が成立され、福祉・官民連携・広域避難が盛り込まれた。これによって災害救助法に対する福祉の規定に向けた具体的な中身について理解していくことが重要である。災害時の在宅被害者、福祉的支援を国の負担で調整していく内容などである。 ●研修のまとめ 現在、日本の災害対応におけるガバナンスについては、行政が中心となって、災害によって壊れた道路や公共施設を復旧することが最優先となっているのではないか、つまりハード事業優先というガバナンスが先行し、多くの国民を見ても、災害は「ある地域にたまにしか起こらない」といった偏見性意識が働いているのも感じるところである。しかしながら、災害対応訓練に参加しても、ある地域にたまにしか起こらないのであるという前提のもと、自治体は慣れていない仕事をしなければならない。例えば自治体が通常行っている仕事の延長線上である、インフラの修繕や消防等は比較的混乱が少ないと思う。しかし実際に災害が起こった後の対応についてはどうだろうか。食品や生活用品やトイレ需要や生活用水といった生活するための供給面や脆弱者を支援していくなどの福祉サービス等は、行政や福祉関係機関などの連携がなされているものの、慣れないものとして避難所や被災者支援は混乱してしまう可能性がある。この災害が起こるたびに繰り返される避難所や被災者支援の混乱は、戦後もずっと続いており、抜本的に解決されていない現状は否めない。こうした現状を認識し、災害対応が政府や専門家だけで考えていけば事足りる問題ではないことがわかる。こうした災害対応における問題を解消するために、災害法制を中心とした構造的、具体的な手法を明らかにしたいとまとめたい。

所　　感	まず、衝撃的な写真を見せられた。その写真はともに災害が起こった後の避難所の写真２枚であった。１つは1930年に起こった北伊豆地震の避難所の写真である。もう一つは2016年に起こった熊本地震の避難所の写真である。この２枚の写真の間に、日本は満州事変から始まり、ポツダム宣言の受諾に終わる15年間に及ぶ戦争に敗れ、戦災復興を成し遂げ、高度経済成長を迎え、経済的に豊かな成熟した国になったはずであった。しかし、この２枚の避難所の写真を比較して見て感じたのは、日本は先進国の中でも災害が極めて多い国にもかかわらず、避難所の状況に大きな改善は見られていなかったのである。さらには、2011年の東日本大震災で被害を受けた石巻市のとある被災者の自宅を見させてもらった。震災から４年が経過した写真であったが家は直っていない。１階がすべて津波で流されトイレもないような家の２階に高齢者が生活していたのである。この写真を見て思ったのは、国の最高法規である「日本国憲法25条第１項すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ことに懐疑的な見方をしてしまう。決して、被災者支援の制度が存在しないわけではないが、在宅被災者や在宅避難者と言われる昨今、被災者の支援が適切に行われているのかどうか、あらためて災害大国の災害法制はいかがなものかと考えさせられた。今後は受講内容をもとに本定例会や委員会等における議会活動に広く活用していく所存であり、議会議員としてさらに磨きをかけた活動にも一段と力を添えて参る所存である。